

## 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成27年4月30日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定め、補助事業の適正な実施を図ることを目的とする。

### (補助対象設備の要件等)

第2条 要綱第5条に規定する補助対象設備の要件及び補助対象機器は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象機器は、カタログ等に掲載され、製品番号等があるものに限る。

### (交付の申請)

第3条 要綱第6条に規定する提出書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請手続のための確認事項（個別設備）（様式第1号）
- (2) 太陽光発電設備の補助金の交付申請者は、申請手続のための確認事項（太陽光発電設備）（様式第1-2号）
- (3) 第4条第1項に該当する申請者は、利益等排除申告書（様式第2号）

### (補助対象経費における利益等排除)

第4条 補助対象設備の調達先の事業者又は下請会社が、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱第7条に規定する利益等排除の対象とする。

- (1) 申請者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 申請者の関係会社（前号を除く。）

2 利益等排除の方法は次のとおりとする。

- (1) 申請者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

- (3) 申請者の関係会社（前号を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

附 則（令和3年4月1日制定）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

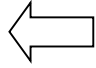
別表第1 補助対象設備の要件及び補助対象機器

補助対象設備	要件	補助対象機器
地中熱ヒートポンプ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地中熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱を地中熱ヒートポンプで汲み上げることにより、空調・給湯・暖房・融雪のエネルギーとして利用するもの。</li> <li>2 地中熱ヒートポンプは、エネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地中熱ヒートポンプ</li> <li>2 地中熱交換器</li> <li>3 循環ポンプ</li> <li>4 膨張タンク</li> </ol>
ペレットストーブ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること。</li> <li>2 木質ペレット以外の燃料を使用しないこと。</li> <li>3 燃焼効率が70%以上であること。</li> <li>4 排煙等及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品であること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ペレットストーブ</li> <li>2 排煙等及び支持部材等（建築物に一体となるものを除く。）</li> </ol>
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸建住宅等で一般的に使用されている電力の引込線（低圧配電線）と発電設備設置者の設備から電力会社の系統へ向かう電力の流れ（逆潮流あり）で連携して、電力会社と余剰配線方式で接続契約を締結すること。</li> <li>2 増設ではないこと。</li> <li>3 屋根貸し等専ら事業収益等を目的としたものではないこと。</li> <li>4 国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度における事業計画認定基準を満たしたものであること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽電池モジュール</li> <li>2 パワーコンディショナ</li> <li>3 接続箱</li> <li>4 直流側開閉器</li> <li>5 交流側開閉器</li> <li>6 モニター機器</li> </ol>
定置用リチウムイオン蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、蓄電システム制御装置、計測・表示装置、キュービクルで構成された機器であること。</li> <li>2 壁・床に固定するものであること。</li> <li>3 太陽光発電システム等の余剰電力を蓄電できること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定置用リチウムイオン蓄電池</li> </ol>
燃料電池システム（エネファーム）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市ガス等から、水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電させ、発電時の廃熱を給湯や暖房等に利用するため、燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成されたものであること。</li> <li>2 定格運転時において、0.5kW～1.5kWの発電出力であること。</li> <li>4 寒冷地仕様で、市場に流通しており、メーカー指定の環境条件に設置すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 燃料電池システム（エネファーム）</li> </ol>
ガスエンジンコージェネレーション（コレモ）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること。</li> <li>2 熱出力が5kW以下であること。</li> <li>3 小出力発電設備（10kW未満）であること。</li> <li>4 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガスエンジンコージェネレーション（コレモ）</li> </ol>

申請手続のための確認事項（個別設備）

確認項目（確認欄に、✓してください）		確認欄
共通	未使用品であり、中古品ではない。	<input type="checkbox"/> はい
	機器の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写しを添付している。	<input type="checkbox"/> はい
	補助対象経費の内訳明細がわかる書類（見積書原本又は請負契約書の写し）を添付している。	<input type="checkbox"/> はい
地中熱ヒートポンプ	地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯・融雪用のエネルギーとして利用するものである。	<input type="checkbox"/> はい
	エネルギー消費効率（COP）が3.0以上である。	<input type="checkbox"/> はい
ペレットストーブ	木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること。	<input type="checkbox"/> はい
	排煙筒及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品であること。	<input type="checkbox"/> はい
	木質ペレット以外の燃料を使用しないこと。燃焼効率が70%以上であること。	<input type="checkbox"/> はい
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、蓄電システム制御装置、計測・表示装置、キュービクル等で構成された機器であること。	<input type="checkbox"/> はい
	壁・床に固定するものであること。	<input type="checkbox"/> はい
	太陽光発電システム等の余剰電力を蓄電できること。	<input type="checkbox"/> はい
燃料電池システム （エネファーム）	都市ガス等から、水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電させ、発電時の排熱を給湯や暖房等に利用するものであること。	<input type="checkbox"/> はい
	定格運転時において0.5kW～1.5kWの発電出力であること。	<input type="checkbox"/> はい
	定格運転時における発電効率が低位発熱量基準で39%以上、総合効率が低位発熱量基準で95%以上であること。	<input type="checkbox"/> はい
	寒冷地仕様で、市場に流通しており、メーカー指定の環境条件に設置すること。	<input type="checkbox"/> はい
ガスエネルギー （エコウォーム）	天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムである。	<input type="checkbox"/> はい
	熱出力が5kW以下で、小出力発電設備（10kW未満）である。	<input type="checkbox"/> はい
	総合効率が低位発熱量基準で80%以上である。	<input type="checkbox"/> はい

**申請手続のための確認事項(太陽光発電設備)**

確認項目 (確認欄に✓してください)				確認欄
国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度における事業計画認定基準を満たしたものである。(必要書類 ①又は②)				<input type="checkbox"/> はい
電力の引込み線(低圧配電線)と電力会社の系統を接続して、連系運転を行い、電力の受給契約を締結するものである。(必要書類 ③)				<input type="checkbox"/> はい
新設であり、既存施設(設備)の増設ではない。				<input type="checkbox"/> はい
配線方式は、余剰配線方式であり、全量配線方式ではない。				<input type="checkbox"/> はい
太陽電池モジュールは屋根貸し等専ら事業収益等を目的としたものではなく、申請者の住居又は事業所の屋根等に固定するものである。				<input type="checkbox"/> はい
個人の場合、旭川市が管理・運営する地球温暖化対策のためのCO <sub>2</sub> 排出削減事業「あさひかわ太陽光倶楽部」の趣旨に賛同し、入会する。(あさひかわ太陽光倶楽部の規定に合致する場合に限る。)				<input type="checkbox"/> はい
製造者(メーカー)	型式	公称最大出力(ア)	使用枚数(イ)	(ア)×(イ)
		W	枚	W
		W	枚	W
		W	枚	W
太陽電池の最大出力合計値(kW)…(ウ) 【小数点3桁以下切捨て】	(ウ)  kW	転記  1kW=1,000W	太陽電池最大出力合計値	W

<p>※ 太陽光発電設備系統連系及び事業計画認定に係る書類(コピー可)</p> <p>①, ②及び③ 又は①及び③ 又は②及び③</p>	<p>① 一般財団法人電気安全環境研究所発行の「JETPVm認証書」及び「連係保護装置認証書」</p> <p>② 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)発行の「事業計画認定通知書」又は認定申請を行っている場合は「事業計画認定申請書」若しくは電子申請を行っている場合は「事業計画認定電子申請情報参照画面」</p> <p>③ 北海道電力(株)との系統連系契約を確認できる書類 (「系統連系および電力購入申込書」又は「系統連系に係る契約の御案内」又は「電力購入に係る契約の御案内」等)</p>
--	--

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者） 庁  
住所  
商号名称  
代表者（職・氏名）

### 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金 利益等排除申告書

標記補助金の交付申請をするに当たり資本関係にある会社から調達を行うため、旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要領第4条の規定により、補助対象経費は当該調達品の取引価格から利益等排除していることを次のとおり申告します。

1 利益等排除の対象	補助対象設備の調達先の事業者又は下請会社の区分	
	<input type="checkbox"/> 申請者自身	
	<input type="checkbox"/> 100%同一の資本に属するグループ企業	
	<input type="checkbox"/> 申請者の関係会社（資本関係が100%未満である。）	
2 利益等排除方法		
3 利益等排除前の費用（機器代）		円
4 利益等排除後の費用（機器代）		円

※ 利益等排除の算出方法の根拠となる資料を添付します。